

化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）について

1. GHS の概要

（1） 目的

化学物質及び混合物を、「物理化学的危険性(16 項目)」、「健康に対する有害性(10 項目)」及び「環境に対する有害性(1 項目)」の各危険有害性について、その強さに応じた区分のいずれに分類するかを判定するための基準を調和させる。

絵表示等のラベル表示や安全データシート(SDS)による危険有害性に関する情報伝達に関する事項を調和させる。物質の危険有害性の強さに応じて、注意喚起語、危険有害性情報や注意書きを統一する。

これらの事項を世界的に調和させることにより、以下のような効果が期待されている。

- ・危険有害性の情報伝達に関して国際的に理解されやすい仕組みの導入によって、人の健康と環境の保護が強化される。
- ・既存のシステムをもたない国々に対し国際的に承認された枠組みを提供する。
- ・化学品の試験および評価の必要性が減少する。
- ・危険有害性が国際的に適正に評価・確認された化学品の国際貿易が促進される。

（2） 制定の経緯等

1992 年に採択されたアジェンダ 21 第 19 章プログラム B において、化学物質の危険有害性に関する分類と表示の統一(GHS)を 2000 年までに利用できるようにすることが国際的な目標として決定された。

国連危険物輸送専門委員会(UNCETDG)が爆発性などの物理化学的性状の有害性分類を、OECD が毒性(急性毒性、皮膚刺激性・腐食性、目刺激性・腐食性、呼吸器又は皮膚感作性、変異原性、発ガン性、生殖毒性、標的臓器毒性)や生態毒性(水環境)の有害性分類を、国際労働機関(ILO)がハザードコミュニケーション(ラベル及びMSDS)を検討。また、国際経済社会理事会に新設された GHS 小委員会において GHS として検討され、2002 年 12 月に当面のシステムについて合意され、2003 年 7 月に国連勧告「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」が発出された。

2004 年 12 月の GHS 小委員会において、危険有害性及び附属書の追加や修正が合意され、GHS 改訂初版が 2005 年 8 月に出版された。

なお、2002 年に開催されたヨハネスブルグサミットにおいて、2008 年までの GHS 実施が目標とされ、また、APEC(アジア太平洋経済協力)諸国においては、2006 年までの GHS 実施が目標とされている。

(3) 分類項目

| | |
|-----------|--|
| 物理化学的危険性 | 1 . 火薬類 2 . 引火性 / 可燃性ガス 3 . 引火性エアゾール 4 . 酸化性ガス類 5 . 高压ガス 6 . 引火性液体 7 . 可燃性固体 8 . 自己反応性物質 9 . 自然発火性液体 10 . 自然発火性固体 11 . 自己発熱性物質 12 . 水反応可燃性 / 禁水性物質 13 . 酸化性液体 14 . 酸化性固体 15 . 有機過酸化物 16 . 金属腐食性物質 |
| 健康に対する有害性 | 17 . 急性毒性 18 . 皮膚腐食性 / 刺激性 19 . 眼に対する重篤な損傷 / 刺激性 20 . 呼吸器または皮膚感作性 21 . 生殖細胞変異原性 22 . 発がん性 23 . 生殖毒性 24 . 特定標的臓器 / 全身毒性 (単回ばく露) 25 . 特定標的臓器 / 全身毒性 (反復ばく露) 26 . 吸引性呼吸器有害性 |
| 環境に対する有害性 | 27 . 水生環境有害性 |

(4) ラベル表示

ラベル表示には、次の要素が必要とされている。

| | |
|------------------------------------|---|
| (1) 注意喚起語 (signal word) | 利用者に対して、潜在的な危険有害性を警告するために使用されると同時に危険有害性の程度を知らせる語句。(「危険 (danger)」と「警告 (warning)」がある) |
| (2) シンボル | 危険有害性を知らせるための図案。どくろマーク、感嘆符や炎マーク等がある。(下記参照) |
| (3) 絵表示 (pictogram) | 赤い菱形の枠の中に上記のシンボルを黒く表示するもの。 |
| (4) 危険有害性情報 (hazard statement) | 該当製品の危険有害性の性質とその危険有害性の程度について記載。 |
| (5) 注意書き (precautionary statement) | 危険有害性を持つ製品への暴露、その不適切な貯蔵や取扱から生じる被害を防止・最小化するために取るべき推奨される措置について記載。 |
| (6) 製品及び供給者の特定 | 製品の名称や物質の化学的特定名称、並びに供給者又は製造業者の名前、住所及び電話番号を記載。 |

< GHS で使用されるシンボルマーク >

| 炎 | 円上の炎 | 爆発する爆弾 |
|---|---|---|
|  |  |  |
| 引火性 / 可燃性ガス 引火性エアゾール 引火性液体 可燃性固体 自己反応性物質 自然発火性液体 / 固体 自己発熱性物質 水反応可燃性 / 禁水性物質 | 酸化性ガス類 酸化性液体 / 固体 有機過酸化物 | 火薬類 自己反応性物質 有機過酸化物 |

| 腐食 | ガス容器 | どくろ |
|---|---|---|
|  |  |  |
| 金属腐食性物質 皮膚腐食性 / 刺激性物質 眼損傷 / 刺激性物質 | 高圧ガス | 急性毒性物質 |

| 感嘆符 | 環境 | 健康有害性 |
|---|---|---|
|  |  |  |
| 急性毒性物質 皮膚腐食性 / 刺激性物質 眼損傷 / 刺激性物質 皮膚感作性物質 | 水生環境有害性物質 | 呼吸器感作性物質 生殖細胞変異原性物質 発がん性物質 生殖毒性物質 標的臓器 / 全身毒性物質 吸引性呼吸器有害性物質 |

(5) SDS

SDS の情報は、次の 16 項目をこの順番で記載することになっている。なお、附属書 4(SDS 作成の手引き) に、各項目に記載する内容が示されている。

| | |
|----------------|---------------|
| 1. 製品及び会社情報 | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約 | 10. 安定性及び反応性 |
| 3. 組成、成分情報 | 11. 有害性情報 |
| 4. 応急措置 | 12. 環境影響情報 |
| 5. 火災時の措置 | 13. 廃棄上の注意 |
| 6. 漏出時の措置 | 14. 輸送上の注意 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令 |
| 8. 暴露防止及び保護措置 | 16. その他の情報 |

2. GHS の導入に向けた我が国の主な取組状況

(1) 関係省庁連絡会議の設置

国連 GHS 小委員会の発足とほぼ同時期（2001 年）に、関係省庁連絡会議を設置。

構成員：外務省、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
GHS 小委員会専門家、OECD タスクフォース委員、日本化学工業協会
（事務局は厚生労働省安全衛生部化学物質対策課）

関係省庁連絡会議では、GHS 小委員会の対処方針の検討、GHS 文書の翻訳作業、法規制対象物質の分類事業、分類マニュアルの作成、国内実施方法の検討等を行っている。

(2) GHS 文書の和訳

関係省庁連絡会議では、2002 年 2 月に GHS 文書の和訳を開始し、GHS 文書本体の翻訳作業を 2004 年 3 月に、GHS 改訂初版（附属書を含む）の翻訳作業を 2006 年 1 月に、それぞれ完了。GHS 改訂初版の和訳版は厚生労働省、経済産業省及び環境省のホームページにて公開している。

(3) 法規制対象物質の分類実施

我が国では、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法及び化学物質排出把握管理促進法の 3 法において、MSDS の交付が義務づけられており、また、ロッテルダム条約及び化学物質審査規制法において表示が義務付けられている。厚生労働省、経済産業省及び環境省の 3 省において、これらの物質の危険有害性を GHS に基づき分類し、順次公表しているところ。分類事業の実施に当たっては、GHS 文書及び危険有害性の情報源を整理し、分類マニュアルを作成。

危険有害性区分のうち、水生環境有害性については、環境省において平成 17 年度に全物質（1424 物質）の分類作業を完了し、結果を次の通りとりまとめたところ。

分類を行えた物質は 838 物質（約 60%）、分類できない物質は 586 物質（約 40%）

環境有害性の絵表示対象となる物質（急性区分 1・慢性区分 1、2 に該当）は 496 物質（約 35%）

| 区分 | 急性毒性 | 慢性毒性 |
|----------------------------|---------------|---------------|
| 区分 1 | 394 物質（約 28%） | 364 物質（約 26%） |
| 区分 2 | 151 物質（約 11%） | 102 物質（約 7%） |
| 区分 3 | 149 物質（約 10%） | 86 物質（約 6%） |
| 区分 4 | - | 29 物質（約 2%） |
| 区分外 | 124 物質（約 9%） | 257 物質（約 18%） |
| 分類できない （データ不足のため分類できない） | 198 物質（約 14%） | 178 物質（約 13%） |
| 分類できない （データがなく分類できない） | 408 物質（約 28%） | 408 物質（約 28%） |
| 合計 | 1424 物質 | 1424 物質 |

(4) 各省での GHS 導入に向けた法制度上の検討

労働安全衛生法が 2005 年 12 月に改正され、化学物質の表示・MSDS 交付について、GHS 対応の制度の導入がなされる予定である。(施行は 2006 年 12 月 1 日)

その他、化学物質の危険有害性の表示や MSDS について、何らかの形で規制している関係法令について、どのように GHS 対応していくか関係省庁において検討が進められている。

(5) MSDS・危険有害性に関する表示方法の JIS 化

日本工業規格 (JIS) では、JIS Z 7250「化学物質等安全データシート (MSDS) - 第 1 部 : 内容及び項目の順序」が G H S と整合させるため 2005 年 12 月に改正されるとともに、2006 年 3 月に新たに G H S に対応した JIS Z 7251「GHS に基づく化学物質等の表示」が制定された。これらによって G H S に対応した MSDS の様式及び危険有害性の表示に関する統一フォーマットが整備された。

なお、改正された新しい JIS Z 7250(2005)では、暫定措置として、2010 年 12 月 31 日までの期間は、改正前の JIS Z 7250(2000)で作成してもよいこととされている。

化学物質排出把握管理促進法における MSDS については、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令 (MSDS 省令) に基づき作成・提供することが義務付けられており、具体的な作成方法については JIS Z 7250 によることを推奨している。